

りまして、独立採算で運用されておる
ということになつております。

○加藤(清)委員 独立採算で企業が行
われることにはけつこうなことで
ございます。ところで、ただいま運転
資金が二十億まわされておるとい
うが、現在の幅、現在のわくであつて
まするが、その際にこのわくを広げ
ることによつて、つまりこうなります
と、組合の恩恵を受ける人が多くなる
わけでございますね。そのことによつ
てその企業が一層危機に瀕するとする
のか、いやそうではなくて、わくが広
がれば保険加入者がふえるのであつ
るというのか、いずれでござります
か。

○岡田(秀)政府委員 保険の利用は利
用者がふえて来ますれば、自然危険が
分散いたしますから、保険の経済とし
ては内容が健全になつて來ると考へる
のが普通であらうかと思ひます。
す。ただこの信用保険は、信用保険制
度自体として、これを利用する方の信
用を検査するといひますか、審査の
制度にはなつておりますんで、金融機
関ないし信用保険協会がこの保険を利
用しようと思ひます自動的に利用できる
ような仕組みになつておりますので、
いわゆる逆選択が公然と許されている
のであります。その点で先ほど申しま
したように、この保険料を下げるとい
うところまでのはつきりしたデータが
あるのであります。ともかくも保険
の範囲を広げまして利用者の数がふえ
れば、これは一応は逆選択が許されて
いると申しましても、金融機関はそ

れぐれ自分でその危険を一部負担し
ている関係もありまして、そち野放図

な貸出しをするはずがございません
から、保険としては基礎が確立すると
ございます。しかしながら保険
はつけられます金額が非常にふえて
ますが、それは常識であります。

今度の予算ではこれは一応見送つては
なりませんのは、これは常識であります。
考えられるのでございます。しかし保
險はつけられます金額が非常にふえて
まするといつて、つまりこうなります
と、組合の恩恵を受ける人が多くなる
わけでございますね。そのことによつ
てその企業が一層危機に瀕するとする
のか、いやそうではなくて、わくが広
がれば保険加入者がふえるのであつ
るといつて、ついでござります
か。

については具体的に大蔵省とより／＼相
談をいたしておる点であります。

○加藤(清)委員 私の方の党いたし
ましては、実はその点だけを問題にし
ておるのじやないのでして、運転資金
なり、資本なりが、そのままの状態に
あつて、そろして仕事のわくがふえ、
仕事の量がふえて行く。その際に、そ
れでは今のお話で、加入者かふえた場
合に企業が独立して成り立つというこ
とは、これはごめんともな話であります。
は、數億の基金をふやさねばならぬ
といふ機械的な計算になるわけであり
ますが、ところが最近までの二年有半に
わたります経験によりますと、今だ
に基盤をふやしておかぬでも、
特別会計の運営上支障を來さないとい
う点がはつきりいたしておりますの
で、今度改正をいたしまして様子を見
ながらその点を注意して行けば間違
はなかろうと考えますので、今ただち
に基金をふやすということはいたしま
せんけれども、それによりまして保険
運用に支障を來すといふことは、絶対
ないよう十分注意して行くつもりで
あります。

ないか、さすれば過去のこれに加入し
ていた人が不利を招く結果が生じて來
るではないか、この点を心配するわけ
であります。しかし、そういう心配はありや
なしや、それは杞憂にすぎるというこ
とであれば、まことにけつこうなこと

であります。

明でもちよつと申したと思うのであり
ますが、最近におきます中小企業金融

の状況から判断いたしまして、この程
度の拡張が必要であるうと考えました
のであります。ですから、公庫の方の関係
もこれと同様の規定に相なつております
す。

その点は中小企業金融公庫につきま
しても同様でございまして、中小企業金

融公庫並びに保険に関しまして、中小企
業の定義を少しがえて広げたわけで
あります。銀行の援助もいたしましたよ
うで、銀行の援助もいたしましたよ
うに手伝いをしておられれば、この点むし
ろ銀行から借りられます。もし困ったとき
には要すれば地方銀行の支店が困るの
に手伝いをしておられれば、この点むし
ろ中小の小にウエートを置かれること
が今日の資金、保険、いわゆる金のめ
ぐつて行く、潤滑率からいって、当然
の大の方にはほとんどとられてしまう憂
心が十分にござりますが、この点むし
ろいかと考えておりますが、わくを
あげます。そこで、その中のうち
の大部分にはほとんどとられてしまふ憂
心があるようございますが、わくを
あげます。そこで、その精神が
わくを広げてもらいたいという希望も
一部あるようございますけれども、
官よく御存じと存じますが、なるほど
これは先般行なわれました中小企業者の大
会における決議にもございまして、長
く運営されることに相なつますと、こ
れは今度改正をいたしまして、長期間の運
営が実現可能となるわけであります。
これまでこの法律があつた行つてしまふ
う手だてをすることが必要では
ありませんが、その手だてをすることが必要では
ないかと考えておりますが、わくを
あげなさることによって、その精神が
かえつて逆に行つてしまふ憂いが十分
あると思ひます。これに対する手
だてがはたしてできておりますが、わくを
あげなさることによって、その精神が
かえつて逆に行つてしまふ憂いが十分
あると思ひます。

の審査はみなさようになつております

ことはよく御存じだと思います。そろ
めますと、ほんとうに困つて

○加藤(清)委員 先ほど長官のお話に
もありましたように、第一条のわくが
広げられた場合においては、これ
がこの法案だけにとどまるのか、それ
とも今度行われようとしている中小企
業の長期金融公庫にもそれが適用され
るのか、いずれでござりますか。

○岡田(秀)政府委員 先ほどの私の
意見と申しますと、ほんとうに困つて
いる方々に対する焼石に水程度のもので
ございまして、これをわくを広げて一
千万の資本金を有するとか、従業員は
三百人、一部は千人まで許す。こう
いうことに相なつて参りました場合に
おきましては、当然起り得る結果とし
てその資本金の大きい従業員の多い
方が金を借りる場合におきましては、こ
の窓口が問題でございまして、過去の
いわゆる市中銀行にこれをゆだねまし
た場合におきましては、みんな信用程
度によつてこれを貸し付ける。審査部

上げておりますところの、中小企業金
融公庫が対象としたしますする中小企業
の範囲、これをただいま御説明申し上
げました中小企業の信用保険と同じよ
うに、中小企業の定義を拡張いたした
ところに関連いたしまして、公
庫の運用上中小企業の中でも比較的大
きな企業の方へ公庫の金が偏在するよ
うなことにならないかという御懸念で
あつたようになりますが、私どもとい
たましても、それがかりに極端なこ
とになりますれば一千円の限度があ
るといったましても、一千円の貸金が

千集まりますと、百億でありますと、もう窓口なんか開くまでもなく千件貸してしまうことになるのでありますけれども、さう極端な例でありますけれども、さうなよろな傾向が強く現われて参りますと、これはいけないと想うのであります。従いまして私どもいたしましては、過去のいろいろな中小企業金融の実績を検討してみますと、開発銀行が昨年の九月から限度一千万円、資金一千五百円以下の会社というので、大体の仕組みといたしますれば、新たに御提案申し上げておりますところの公庫とほとんど同一の条件で貸し出しをやつておるのであります。その平均残高が三百万円前後に相なつておるのでありまして、何らの手当を加えませんでも、平均が三百万円程度になつておるという一つの実例があるわけでございます。それからまた信用保険は、これは限度を從来は五百万円でやつておつたのであります。それが平均が百二十五万円程度でございまして、かりにこの信用保険のうち商工中金その他でやつておりますところの組合金融を除外して、個人金融でやつてみますと、平均が八十万円前後に相なつておるというふうなことがあります。かように自然にまかしておきましても、かなり資金といふものは公庫に出ておるというのが一応過去の実績です。かうお語のよろな御懸念は、これは今後やはり頭の中に置いて金融の運用に当らなければならぬことは当然でありますので、私どもいたしましては、公庫ができ上りましたならば、たとえば代理店に公庫が与えますところ

の手数料といふふうなものがございまするが、それを一口当たりの金額の大小によりまして、小の方は金融機関が大手数がかかるし、いろ／＼な意味で分の悪い貸付けでございますから、分の悪い貸付けに対する手数料を、たとえば分のいい分よりは多目にするといふふうな操作をひとつ考えますことによりまして、ある程度の効果が出て来るのではないかか、あるいは店にまかす場合におきまして、たとえばその中間的なところへ一つの線を引きまして、それから上一千万円までの部分については、公庫の本部に内容等を真似してどうだらかといふ相談をするというようなことをやらしてみる。かくして、それから上一千円までかるうかとも思ひますのであります。公庫の本部に内容等を真似してどうだらかといふ相談をするというふうなことをやらしてみると、いろいろな問題がございます。それからまた銀行の部分については、公庫の本部に内容等を真似してどうだらかといふ相談をする。これはいづれまた別な長期金融公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかるうかとも思ひますのであります。公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかります。それからまた零細金融といふには努力しなくちやならぬかかります。公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかります。公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかります。公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかります。

○首藤委員 次に百藤新八君。
○大西委員長 次に百藤新八君。
○首藤委員 今回の改正が、非常に困難を來しておる金融の疏通に相当効果があると、いふ考え方から、私はこれに賛成するのであります。ただいま加藤委員から言われておつた保険料の問題、すなわち從来七割五分が八割になりますが、これに五分方保険料が多く負担せなければならぬことになつて来るわけであります。今日までにおいても、普通の金利の上に保険料といふ余分な負担を課せられておる。しかもこの前保険料の負担が銀行業者の不當な要求によつて、銀行の負担がはるかに軽減され、被融通者の負担が多くなるといつておる。その上にさらに五分方保険料が引上げられたことは、金融打開に効果はあるが、しかし一方において保険料はそれだけ余分に負担しなければならないことになつて來るのであります。

○大西委員長 なるほど、差は一画であるから大したことはないとお考えにならぬかもしれませんが、しかし中小企業に対してもあらゆる面から指導育成という気持でやつて行かなければならぬと思います。金利において大企業よりも非常な不利な立場にある。この上に利用高についても少々異論があるのであります。これはいづれまた別な長期金融公庫の出ました折にまた御方針を伺うといふには努力しなくちやならぬかかります。それからまた零細金融といふには努力しなくちやならぬかかります。それからまた零細金融といふには努力しなくちやならぬかかります。

○大西委員長 実は特別会計の収支のバランスを詳細お示しする数字をここに持合せておりませんので、それは後刻整備いたしましてお届けすることにさせていただきたいと思うのであります。

○大西委員長 御指摘の保険料の点であります。確かに五分方高くなるわけでございまして、保険は從来は一〇〇%に対しまして、五分方の保険料を申しあげてみます。保険は從来は一〇〇%に対しまして、七五保険につておつた。それに対して年三分の保険料でござりますから、借りました金額にこれを直しますと、二分二厘五毛の金利になる。それを借りました者が三分の二負担をするわけありますから、年一分五厘の負担になります。今度八〇%保険にとるわけであります。借りました金額にこれを直しますと、二分二厘五毛の金利になる。それを借りました者が三分の二負担をするわけありますから、年一分五厘の負担になります。今度八〇%保険にとるわけであります。その上にさらに五分方保険料が引上げられることにはまだ多少余裕があるといふ状態になつておるかと計算がどういうことになつておるか。それが大体独立採算が立つて行くといふような状態か、あるいはまた多少余裕があるといふ状態になつておるかと計算がどういうことになつておるか。それが大体独立採算が立つて行くといふことにはまだ多少余裕があるといふ状態か、これがためには今までの收支計算がどういうことになつておるかと計算がどういうことになつておるか。それが大体独立採算が立つて行くといふことにはまだ多少余裕があるといふ状態か、これがためには今までの收支計算がどういうことになつておるかと計算がどういうことになつておるか。それが大体独立採算が立つて行くといふことにはまだ多少余裕があるといふ状態か、これがためには今までの收支計算がどういうことになつておるかと計算がどういうことになつておるか。

○大西委員長 その上にさらに五分方保険料が引上げられることは、金融打開に効果はあるが、しかし一方において保険料はそれだけ余分に負担しなければならないことになつて来るのですが、それが大体独立採算が立つて行くといふことにはまだ多少余裕があるといふ状態か、これがためには今までの收支計算がどういうことになつておるかと計算がどういうことになつておるか。

害を考慮して、災害地の金融を円滑にしたいという考え方から、一日も早くこれを通過させたいという立場に置かれているから、この国会でももしもそれが困難であれば、その点を考慮して、次の国会でもこれを修正するという方向に持つて行くべきだ、かように考えております。

○大西委員長 次に柳原三郎君。

○柳原委員 私はごく簡単な質問であります。この中小企業の定義が今回かかりまして、中小企業のわくが広がつた。今までたとえば開発銀行を通じて中小企業に融資が行なわれてある。ある開発銀行の貸出しの規則の中にうつてある中小企業と、こゝの法律の中の小企業の定義といふものは、従前は同じ解釈であつたはずであります。どうですか。

○岡田(秀)政府委員 現行の信用保険法で申しまする中小企業といふのは、

資本金でいえば五百円以下でございました。

開発銀行が、先ほども申しま

したように、昨年の九月から見返り資金を中小企業に貸し出す制度を引受けまして、新たに出発したのであります。

す。從来協調融資とか、いろいろな中

小企業向け貸出しの結果を勘案いたし

まして、割合簡単な形でスタートした

のであります。そのときにおきまする

相手方の中小企業は、資本金一千円

というところで出発したのであります。

この方は法律が特にいりませんので、

大体これを中小企業者といふことにし

て、それに金を貸そいやないかといふ要領といいますか、要綱みたいなこと

とて出発したと思うのであります。それ

けであります。それを今度合わせると

いうので、中小企業の定義をかえさ

していただきこう、こう考えております

のが開発銀行の現在の行き方ではなかろうかと思います。つまり資本金一千万以下で、同時に従業員が三百人以下でなければならぬ。今度の私どものことを読みますと、資本の額または出資の額が一千万以下の会社は対象になる。それからまた常時使用する従業員の数が三百人以下の会社または個人といふのも対象になる。もとよりその業種を縛りますけれども、資本または出資二千万以下の会社は入るんだ。
一方常時使用する従業員の数が三百人以下、ちょっと括弧がありますが、会社、個人も入るんだ。つづいてもよろしく」といふことになります。

そこで先ほど言れたように、開発銀行の中小企業の定義、それから――今後開発銀行は公庫に受託があるので、やろしいが、そうすると、従前のものと今後のものとで、中小企業の定義が狂つて来るが、その辺はよろしく調整されるのですか。

○岡田(秀)政府委員 小中企業の定義は、ここ数年来頻繁にかわって来ており得る中小企業者は、従業員百人未満のあります。たとえば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきまして、その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思います。

○柳原委員 これはどうですか、文法上からいつても、今度提案された保険法の一部を改正する法律案の中の一千

万以下の会社並びに常時云々とある「並びに」という言葉をあるいはと書きと書いてあるのです。この「並びに」をオアといふ解釈ではない、資本金が一千万円以下である、三百人以下の従業員の企業であつても従業員が三百人以上ならばだれの改訂の方に広いと思いません。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

線であるべきだと思う。開発銀行の中

の条件を満たさなければいかぬといふことになります。

○柳原委員 大体わかりました。私のうものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるということとは、おもしろくないと思うのです。だから定義がわかつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのでから、よく注意してやつてもらいたいと思う。お願ひしておきます。

○大西委員長 他に御質疑がなければ、小川平二君より修正案が提出されおりますので、この際その趣旨弁明願います。小川平二君。

そこで先ほど言れたように、開発銀行の中小企業の定義、それから――今後開発銀行は公庫に受託があるので、やろしいが、そうすると、従前のものと今後のものとで、中小企業の定義が狂つて来るが、その辺はよろしく調整されるのですか。

○岡田(秀)政府委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

○小川(平)委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に關しまして、附則第一項のうち「昭和二十八年八月一日」とありますとの如きを次のように修正することになります。

○大西委員長 以上をもつて修正案の

中小企業の定義が一番大きなことになります。たとえば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきまして、その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思います。

○岡田(秀)政府委員 小中企業の定義は、ここ数年来頻繁にかわって来ており得る中小企業者は、従業員百人未満のあります。たとえば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきまして、その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思います。

○柳原委員 これはどうですか、文法上からいつても、今度提案された保険法の一部を改正する法律案の中の一千

万以下の会社並びに常時云々とある「並びに」という言葉をあるいはと書きと書いてあるのです。この「並びに」をオアといふ解釈ではない、資本金が一千万円以下である、三百人以下の従業員の企業であつても従業員が三百人以上ならばだれの改訂の方に広いと思いません。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

線であるべきだと思う。開発銀行の中

の条件を満たさなければいかぬといふことになります。

○柳原委員 大体わかりました。私のうものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるということとは、おもしろくないと思うのです。だから定義が

わかつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのでから、よく注意してやつてもらいたいと思う。お願ひしておきます。

○大西委員長 他に御質疑がなければ、小川平二君より修正案が提出されおりますので、この際その趣旨弁明願います。小川平二君。

そこで先ほど言れたように、開発銀行の中小企業の定義、それから――今後開発銀行は公庫に受託があるので、やろしいが、そうすると、従前のものと今後のものとで、中小企業の定義が狂つて来るが、その辺はよろしく調整されるのですか。

○岡田(秀)政府委員 現在の開発銀行

は非常に誤解しておつて、たとえば開発銀行で現在貸し出しておるのは、こ

れの改正の方が広いと思います。

○柳原委員 これはどうですか、文法上からいつても、今度提案された保険法の一部を改正する法律案の中の一千

万以下の会社並びに常時云々とある「並びに」という言葉をあるいはと書きと書いてあるのです。この「並びに」をオアといふ解釈ではない、資本金が一千万円以下である、三百人以下の従業員の企業であつても従業員が三百人以上ならばだれの改訂の方に広いと思いません。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

雲と書いてあるのです。この「並びに」をオアといふ解釈ではない、資本金が一千万円以下の会社並びに常時云々とある

ことになります。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

線であるべきだと思う。開発銀行の中

の条件を満たさなければいかぬといふことになります。

○柳原委員 大体わかりました。私のうものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるということとは、おもしろくないと思うのです。だから定義が

わかつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのでから、よく注意してやつてもらいたいと思う。お願ひしておきます。

○大西委員長 以上をもつて修正案の

中小企業の定義が一番大きなことになります。たとえば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきまして、その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思います。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

線であるべきだと思う。開発銀行の中

の条件を満たさなければいかぬといふことになります。

○柳原委員 大体わかりました。私のうものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるということとは、おもしろくないと思うのです。だから定義が

わかつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのでから、よく注意してやつてもらいたいと思う。お願ひしておきます。

○大西委員長 以上をもつて修正案の

中小企業の定義が一番大きなことになります。たとえば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきまして、その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思います。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げる

線であるべきだと思う。開発銀行の中

の条件を満たさなければいかぬといふことになります。

○柳原委員 大体わかりました。私のうものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるということとは、おもしろくないと思うのです。だから定義が

わかつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのでから、よく注意してやつてもらいたいと思う。お願ひしておきます。

○齋木委員 どうも人綿糸のことよく細く長くというようならちよろくとした御答弁で、一向要領を得ないのであります。が、この安い外国人の人綿糸を輸入する、一つの刺激剤としても原糸を輸入する心構えがあるかどうかということをまず重ねてお聞きいたします。これが一つ、これは織維局長さんへお尋ねします。

次に先般の、係の方がいらっしゃるかどうか知りませんが、通商局長はカリ肥料の輸入を二万五千トンと言いましたが、農林省の肥料課長は三万トン輸入といふことを言われております。これは係の方がいないれば、あとにまた留保いたしておきますが、食い違いが五千トンあつたと私は思つてゐるのでき、五千トンの差額が出ております。係の方をお問い合わせたいと思います。

○徳永政府委員 先ほど来申し上げましたように、目先原糸の高いことも確かにござりますが、この状況が長続きしそうだという場合には、お話をのうで、あとからお問い合わせたいと思います。

○齋木委員 どうも人綿糸のこととも確かな違ひを承りたいと思います。

○徳永政府委員 先ほど申し上げましたように、織維局長は、原糸の高いことを確かでござりますが、この状況が長続きしそうだという場合には、お話をのうで、あとからお問い合わせたいと思います。

○齋木委員 どうも人綿糸のこととも確かでござりますが、この状況が長続きしそうだという場合には、お話をのうで、あとからお問い合わせたいと思います。

○齋木委員 どうも人綿糸のことよく細く長くというようならちよろくとした御答弁で、一向要領を得ないのであります。が、この安い外国人の人綿糸を輸入する、一つの刺激剤としても原糸を輸入する心構えがあるかどうかということをまず重ねてお聞きいたします。これが一つ、これは織維局長さんへお尋ねします。

○加藤(清)委員 これはもう人数も少く、心構えがあるかどうかということをまず重ねてお聞きいたします。これが一つ、これは織維局長さんへお尋ねします。

次に先般の、係の方がいらっしゃるかどうか知りませんが、通商局長はカリ肥料の輸入を二万五千トンと言いましたが、農林省の肥料課長は三万トン輸入といふことを言われております。これは大事な問題だと思うのです。というのは、今度織維局が化織にウエートを置かないといふ文句はない。ところが、綿や毛の方を軽く見て、化織にウエートを置く、そしてそこへ相当の政府の援助をするという、ところでこの目的が輸出入のバランスから自然にうのは、かと云ふ。それでそれをお伺ひなつて来たというだけであるならばはづけれども、これは名前をあらばですかと云ふ。それでそれでそれをお手伝ひなつて来たというだけであるなうなことが一これはりくつは何とでもあります。織維のバーセンテージを歴史的にお入れますが、織維局といふ準備に恐れたりますが、織維局といふたしましておいていただきたいと存じます。それからもう一つは、あのイギリスの織維工場のあり方がどのような状態になつておいてあるかと云ふ。政府はこれに対してもう一つは、あのイギリスの織維工場のあり方がどのようなく御存じでございましょけれども、願わくは印刷物にして、簡単に骨子だけを講じておいたい点を、これはよく御存じでございましょけれども、それがあなたがたつたあつかには、織維局だけではなく、よほど大きな手を打つておかれてはいけないと、ばた／＼倒れる連中がたくさんあります。新しいものに手をつけたら結果がうまく行かないというが、織維の調節、従つて価格の調節ということがあります。何といつてもそれは何も織維業界だけじゃない。すれないと、ばた／＼倒れる連中がたくさんあります。何といつても織維は一番健全だ、その次は毛、その次が人綿であり、化織だ。その一番あがないうな品物のさばきがつないといふべきである。織維はいかれた／＼と言いつつも、いかれようが少い。何といつても織維は一番健全だ、その次は毛、その次が人綿であり、化織だ。その一番あがないうな品物のさばきがつないといふべきである。何といつても織維は一番健全だ、その次は毛、その次が人綿であり、化織だ。その一番あがないうな品物のさばきがつないといふべきである。

○松尾政府委員 それで、織維の工場が政府の方針に安心してついて行くように、はつきりとここで御説明がございまして、そのおかげで中小企業がばた／＼といかれ、不渡り手形は糸への機場が一番多く出されている、ということになつておりますので、原料高の製品安の原因が那辺にあるか、それが第一点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 それが第一点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第二点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第三点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第四点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第五点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第六点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第七点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第八点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第九点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十一点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十二点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十三点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十四点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

○松尾政府委員 これが第十五点、これは答弁はいりません。それからもう一つ、この次時間がありますれば一きよどりもしくは置かないと云ふ。これまでの時期と判断するには専らであるというふうに考えております。

計画で輸入したもの、あるいは輸入しつつあるものを九州の方に緊急に輸送するという問題は、これは農林省の方で適当に措置をされているのではない

かと思います。従いまして、輸入の分のもの、あるいは從来輸入計画の中で輸入したもの緊急に九州の方にまわすという意味の数量も、今のお話のぐあいですと、一部含んでいるのではないかと思います。従つて輸入計画として、農林省とわれくの方では、現

在までのところは数字上の差異もございませんし、別段意見の相違もないわけであります。

○齊木委員 それでは輸入のわくその他に対しでは通産省は関係しないといふのですか。

○松尾政府委員 カリ肥料の国内の配当の問題は農林省で主導いたしておりまして、輸入計画だけをわれく、通商局の方でやつておりますので、農林省の方からいろいろ御要望があれば、これは大蔵省も入りますが、各省と打合せをして決定しているわけでありま

す。

○齊木委員 その輸入計画そのものを作立てるのには、どの省から要求があつて——農林省は年間を通じて三十万トンだということを言明されておりますが、通産省ではどの省からの要求を勘案されてその輸入計画を立てるのですか。

○松尾政府委員 カリ肥料につきましては、需要官庁としては農林省でござりますので、農林省の要望がまず第一次の要望になるわけです。それをいふ外貨面あるいは通商協定等の關係から地域別にどういうふうな配分をするかということを通商局で一

応見まして、最後に、各省で閣僚審議会の幹事会というものをつくつてあります。

かとかけまして、一応事務的にはきまるのであります。あとは文書で閣僚審議会の決定を経るというような手順でやつておるわけでありまして、需要官庁の要望がまず第一の前提になるわけです。

○齊木委員 だから私は問うのであります。農林省なり何なりの需要官庁より輸入の量的な要望があり、それについて通産省は計画を立てるのだろう、こう言うのであります。その観点からすると、農林省は三万トン要求して八月十日に入つて来るという。ところが通産省の方では二万五千トンだというから、その五千トンはどこへ行くのだ、こういうのです。

○松尾政府委員 なお調べてお答えをいたしますが、別段今のところ食い違いはないと確信しております。

○齊木委員 その配給面のことについては農林省がやることは、あなたに聞いててどうするという手続は通産省がやるのだが、入つて来たものは農林省やないか。入つてからのことは何だけれども、これについては農林省は八月十日に三万トン入るといい、通産省は二万五千トンというから問題だ。私はそここの食い違いを聞いてるのであります。ひとつ調べてください。

○大西委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、本日はこの程度にし、次回は十四日火曜日午後一時より理事会、一時半より委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会
〔参考〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第五号中正誤
一頁一段末一〇行の前に次のように入るべきの誤
六月二十二日
火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)の審査を本委員会に付託された。